

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件

原告 金城 ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事玉城康裕

補助参加人 一般財団法人沖縄美ら島財団

証拠説明書

令和4年5月31日

那覇地方裁判所 民事第2部 御中

補助参加人訴訟代理人

弁護士 与世田 兼



丙第1号証から丙第7号証の証拠説明は、以下のとおりである。

番号	標目	原本・写しの別	作成者	作成年月日	立証趣旨
丙1	正殿内の動線および、分電盤、LED照明、延長コード等の設置位置	写し	補助参加人	H31	延長コードの安全対策については、毎日（1日4回）の巡回時に目視チェックをし、清掃、そして緩みなどを直していた。また、正殿内の混雑を避けるため、消防計画に定める収容人数に基づき入場制限を行っていたこと、延長コードの設置場所は、来園者の主要動線から外れていること、同箇所の動線は車椅子の通行はなく、防災のカーペット敷きで、来園者は靴を脱いで観覧することから、コードに過剰な踏圧はかからないようになっていたこと。
丙2	正殿LED照明器具設置状況	写し	補助参加人	H31.1.31	工法については、正殿が木造復元建物のため、建造物に傷をつけないよう配慮する必要があったことから、金属管
丙3	管理日誌	写し	補助参加人	H20.10	

					には収納せず、壁際を這わすこととしたこと。
丙4	正殿内分電盤及びLEDスタンドについて	写し	補助参加人		LED照明を24時間通電の後付けコンセントから電源を取ったのは、LED設置場所からの距離が最も近く、かつ延長コードの設置場所は来園者の動線から外れていること、後付けコンセント以外の他の電源からLED照明に給電する場合は、来園者の動線内に延長コードを通すことになることから、安全性や合理性を考慮したことが理由であること。
丙5	警備巡回マニュアル	写し	補助参加人		首里城公園内における通常と緊急時の警備巡回時におけるマニュアル、災害時における消防活動に関するマニュアルや実際に消防訓練を行うための消防訓練実施届出書を提出し、実施していたこと。
丙6	1. 消防計画(自衛防衛隊行動マニュアル)	写し	補助参加人		
丙7	消防訓練実施届出書	写し	補助参加人	H30. 11. 28	

以上